

# 重要事項説明書

## 1. 事業所の概要

事業者	NPO法人 安暖手
代表者氏名	代表理事 松本 浩子
事業所	訪問看護ステーション大道
事業所の住所	熊本県山鹿市方保田 828 番地 2
連絡先	TEL : 0968-46-6530                      FAX : 0968-46-6553
指定番号	4360890042
管理者氏名	宮崎 由美子

## 2. 訪問看護の目的

訪問看護は、看護師などが家庭訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方の看護を行うサービスで、介護保険制度のほか、医療保険制度で利用できる方もいます。主治医の治療方針やケアプランに沿って、他のサービスと連携しながら看護を行い、安心して在宅療養が続けられることを目的としています。

## 3. 事業の目的と運営方針

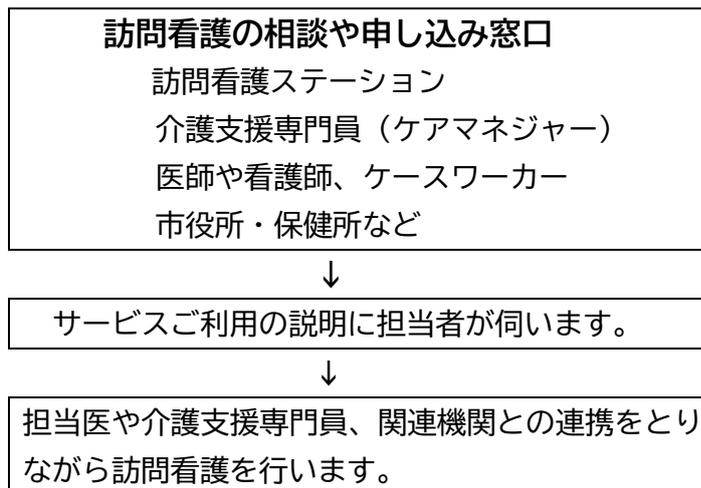
### <目的>

本事業所は、指定訪問看護の事業を行うものであり、病気やけが等により介護が必要な状態となった場合でも、利用者の方が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し心身の維持回復を行うことを目的としています。

### <運営方針>

- ① 指定訪問看護の提供にあたっては、主治医との密接な連携及び訪問看護計画に基づき心身の機能回復を図るよう妥当かつ適切に行います。
- ② 指定訪問看護の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し療養上必要な事項について、理解しやすいように説明を行います。
- ③ 指定訪問看護の提供にあたっては、医学の進歩に対し適切な看護技術をもって行います。
- ④ 常に利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し適切な指導を行います。
- ⑤ 指定訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

#### 4. 訪問看護の申し込みからサービス開始まで



\*訪問看護を利用する場合は主治医の指示書が必要です。

#### 5. 訪問看護サービスの内容

- ・身体状況の観察、健康管理
- ・栄養、清潔、排泄等のお世話
- ・機能訓練などのリハビリテーション
- ・認知症の方への看護
- ・精神疾患の方への看護
- ・ターミナルケア
- ・家族など介護者への支援
- ・福祉用具や住宅改修のアドバイス
- ・在宅療養に関するご相談や助言
- ・医師の指示による医療処置や医療機器の管理

#### 6. 営業日時のご案内

営業日：月曜日～金曜日（休日：土曜・日曜・年末年始…12月31日～1月3日）

営業時間：午前8：30から午後17：30まで

#### 7. 従業者の職種、員数及び職務内容

管理者 …常勤専従看護師 1名（看護職員との兼務）

訪問看護師 …常勤看護師、非常勤専従看護師あわせて 2名以上

職務内容 …主治医やケアマネジャーとの密接な連携及び訪問看護計画に基づき、心身の機能の維持回復、在宅での療養を続けるために必要な看護を行います。

#### 8. 緊急時の対応方法

訪問看護の提供を行っている時に、利用者に病状の急変及びその他緊急事態が生じた場合は必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医へ連絡し、指示を求める等の必要な措置を行います。

## 9. 情報提供および秘密保持について

### 1. 個人情報に対する本事業所の基本的姿勢

本事業所は、個人情報保護法の趣旨を尊重し、「個人情報保護方針」を定め、利用者の皆様の個人情報を厳重に管理してまいります。

### 2. 本事業所が保有する個人情報の利用目的

本事業所は、訪問看護の申し込み、サービスの提供を通じて収集した個人情報、利用者・ご家族の方への心身の状況説明、看護記録・台帳の作成等といった介護・看護の提供のために必要に応じて利用いたします。

また、利用者の皆様の個人情報は、本事業の介護・看護以外にも以下のような場合に、必要に応じて、提供される場合があります。

- ・ 病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所などとのカンファレンスなどによる連携、照会への回答
- ・ 介護保険施設入所時の照会への回答
- ・ 審査、支払機関へのレセプトの提出
- ・ 保険者への相談、届出、及び照会への回答
- ・ 学会、研究会などでの事例研究発表
- ・ 本事業所の実習、研修への協力のため
- ・ 感染症及び災害等の緊急事態に、協力する機関や事業所と情報共有する際に必要な場合

### 3. 本事業者が保有する個人情報の保存

収集した個人情報は法律に定められた期間、保存をすることを義務付けられています。保存の実施方法・期間・廃棄処分方法については、適用される法律ごとに異なります。

### 4. お問い合わせ先

開示請求、苦情・訂正・利用停止などは、下記にお申し出ください。

個人情報管理統括責任者 : NPO 法人安暖手 代表理事 松本 浩子

苦情・相談窓口 : 訪問看護ステーション大道 宮崎 由美子 ☎ : 0968-46-6530

上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。これからのお申し出は後からいつでも撤回、変更をすることができます。

\*緊急を要する場合、利用者の状態によりご本人の同意を求めることが困難な場合、またはご家族との連絡が取れない場合、上記適用とならないことがありますので、ご了承ください。

## 10. 事故発生時の対応方法

指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、当事業所で責任を持って対応いたします。ただし、自宅外での場合、車椅子散歩や、受診介助の際の交通事故等、不慮の事故においては対象外となります。

## 11. 営業地域

\*山鹿市・和水町・菊池市の一部（七城町・泗水町）・熊本市北区の一部（植木町）

## 12. 苦情のご相談について

指定訪問看護の提供による苦情相談につきましては、担当者を設置し、その情報を受け付け対応いたします。

苦情処理に関しては、円滑、迅速に対応するため、以下の手順により処理体制を整備しています。

- 1, 苦情等があった場合、相談担当者が利用者様より事情を聞くとともに、その利用者様を担当した者からも事情を聴取します。また、内容によっては利用者様のもとへ直接出向き詳しい事情を聴取・確認します。
- 2, 苦情の内容により、利用者様への謝罪が必要と判断した場合は、管理者を含めて検討会を行ないます。また、検討の結果、利用者様への謝罪が必要な場合は速やかに対応します。
- 3, 苦情相談の結果については、必ず台帳に記録、保管し、再発防止に努めます。

苦情相談窓口①：訪問看護ステーション大道 管理者 宮崎由美子

〒861-0382 山鹿市方保田 828-2

TEL：0968-46-6530 FAX：0968-46-6553

受付時間：月～金曜の8：30～17：30（状況に応じ時間外も対応いたします）

苦情相談窓口②：山鹿市地域包括支援センター

〒861-0531 山鹿市中 578-1

TEL：0968-43-1077

苦情相談窓口③：熊本県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

〒862-0911 熊本市東区健軍2丁目4-10 TEL：096-214-1101

### 13. 虐待防止のための取り組みについて

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- 1, 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を年1回以上開催するとともに、その結果について従業者に説明します。
- 2, 虐待防止のための指針を整備し、従業者に対して定期的な研修を実施します。
- 3, 虐待防止に関しての責任者を選定しています。

（担当者：管理者 宮崎由美子）

- 3, サービス提供中に、当該事業者職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

### 13. 従業者の就業環境の確保について

- 1, 事業所は、適切なサービスを確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため以下の措置を講じます。
  - (1) 事業所はハラスメントに関する組織の規程について周知・啓発を行います。
  - (2) 相談等に応じ適切に対応するために必要な体制を整備します。
  - (3) 事業所が必要な措置を講ずるにあたっては「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル（厚生労働省）」等を参考にして取り組みを行います
- 2, 事業所は利用者からの常識の範囲を超えた要求や言動に対して、従業者の人権を守るため組織的に対応します。

### 14. 業務継続計画に策定等について

- 1, 事業所は、感染症や非常災害の発生等において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2, 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上実施します。
- 3, 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しや必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 15. 衛生管理等について

事業所は、当事業所において感染症が発生し、またはまん延しない様に、次の各号に掲げる措置を講じます。

- 1, 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に行い、その結果について、従業者に周知徹底します。
- 2, 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- 3, 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延のための研修ならびに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施します。

## 16. 感染症まん延や災害時の対応について

社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、ステーションの義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。

## 17. ご利用にあたってのお願い

介護保険証や医療保険者証等の確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。

\*やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願い致します。

## 18. 利用について

### <介護保険利用の場合>

(1) 訪問看護を利用できる方

介護保険の被保険者で要介護状態等の認定を受けて、主治医が訪問看護の必要を認めた方

### <医療保険利用の場合>

(1) 訪問看護を利用できる方

医療保険の被保険者で、主治医が訪問看護の必要を認めた方

(2) 1回の訪問時間 …30分～1時間30分

(3) 訪問回数 …必要に応じ週1～3回

\*病気が悪化している時期は、特別訪問看護指示書により交付日から14日以内は毎日の訪問看護を受けることができます。

\*特別訪問看護指示書での訪問・厚生省が定める疾患の場合は週4回以上の訪問や1日2回～3回の訪問も可能です。

## 19. 利用料金について

### 【介護保険】

#### (訪問看護)

\* 1回の訪問あたり

	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
<input type="checkbox"/> 20分未満	314	314円	628円	942円
<input type="checkbox"/> 30分未満	471	471円	942円	1413円
<input type="checkbox"/> 30分以上1時間未満	823	823円	1646円	2469円
<input type="checkbox"/> 1時間以上1時間30分未満	1128	1128円	2256円	3384円

#### (介護予防訪問看護)

\* 1回の訪問あたり

	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
<input type="checkbox"/> 20分未満	303	303円	606円	909円
<input type="checkbox"/> 30分未満	451	451円	902円	1353円
<input type="checkbox"/> 30分以上1時間未満	794	794円	1588円	2382円
<input type="checkbox"/> 1時間以上1時間30分未満	1090	1090円	2180円	3270円

夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）は上記の25%増

深夜（22時～6時）は上記の50%増

#### (加算分)

\* 該当項目のみ加算

	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	
<input type="checkbox"/> 初回加算Ⅰ（退院当日に訪問した場合）	350	350円	700円	1050円	
<input type="checkbox"/> 初回加算Ⅱ	300	300円	600円	900円	
<input type="checkbox"/> 緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	574	574円	1148円	1722円	
<input type="checkbox"/> 特別管理加算Ⅰ（重度）	500	500円	1000円	1500円	
<input type="checkbox"/> 特別管理加算Ⅱ	250	250円	500円	750円	
<input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算	600	600円	1200円	1800円	
<input type="checkbox"/> サービス提供体制加算	6	6円	12円	18円	
<input type="checkbox"/> 複数名訪問加算（看護師）	30分未満	254	254円	508円	762円
	30分以上	402	402円	804円	1206円
<input type="checkbox"/> 複数名訪問加算（看護補助者）	30分未満	201	201円	402円	603円
	30分以上	317	317円	634円	951円
<input type="checkbox"/> 長時間訪問看護（90分以上の場合）	300	300円	600円	900円	
<input type="checkbox"/> ターミナルケア療養費	2500	2500円	5000円	7500円	

## 【医療保険】

基本療養費Ⅰ		10割	1割負担	2割負担	3割負担
□週3日目まで		5550	555円	1110円	1665円
□週4日目以降		6550	655円	1310円	1965円

基本療養費Ⅱ		10割	1割負担	2割負担	3割負担
□週3日目まで	同日2人	5550	555円	1110円	1665円
	同日3人以上	2780	278円	556円	834円
□週4日目以降	同日2人	6550	655円	1310円	1965円
	同日3人以上	3280	328円	656円	984円

管理療養費		10割	1割負担	2割負担	3割負担
□月の初日の訪問		7670	767円	1534円	2301円
□月の2日目以降の訪問	1	3000	300円	600円	900円
	2	2500	250円	500円	750円

加算分		10割	1割負担	2割負担	3割負担
□1日2回訪問の加算 *注1		4500円	450円	900円	1350円
□1日3回以上訪問の加算		8000円	800円	1600円	2400円
□夜間・早朝加算 *注2		2100円	210円	420円	630円
□深夜加算 *注3		4200円	420円	840円	1260円
□長時間訪問看護加算	週1回のみ	5200円	520円	1040円	1560円
□複数名訪問看護加算 (看護師同行)	週1回のみ	4500円	450円	900円	1350円
□退院時共同指導加算		8000円	800円	1600円	2400円
□特別指導加算		2000円	200円	400円	600円
□退院支援指導加算		6000円	600円	1200円	1800円
□24時間対応体制加算		6520円	652円	1304円	1956円
□特別管理加算Ⅰ		5000円	500円	1000円	1500円
□特別管理加算Ⅱ		2500円	250円	500円	750円
□訪問看護情報提供療養費		1500円	150円	300円	450円
□ターミナルケア療養費 1		25000円	2500円	5000円	7500円
□ターミナルケア療養費 2		10000円	1000円	2000円	3000円
□訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ		780円	78円	156円	234円

\*注1 1日3回以上の訪問があった際は算定しない

\*注2 夜間(18時~22時)、早朝(6時~8時)

\*注3 深夜(22時~6時)

\*利用料は、診療報酬改正に伴い変わることがあります。変更時には、利用料の変更内容を説明致します。

### 【交通費】

通常の営業地域への訪問は交通費負担はありません。

営業地域外への訪問は1Km 当たり30円の費用が発生します。

### 【保険外費用】

- ・契約時間を超えてサービスを行う場合は 30分毎に3,000円を徴収致します。
- ・利用者・家族等の緊急の求めに応じて営業時間外の訪問を行った場合は、利用料とは別に1回1,000円の負担金を頂きます。(他の訪問看護ステーションと連携してサービスを提供している場合のみ)
- ・受診や外出など自宅以外で看護師同行を希望される場合は、対応時間に応じて全額自費対応となります。
- ・吸引器などの医療機器貸し出しがある場合はそれぞれの貸し出し費用が発生致します。

### 【事業者】

当事業者は、利用者に対する訪問看護サービス提供開始に当たり、利用者に対してサービスの内容説明及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

所在地 熊本県山鹿市方保田 828 番地 2

名 称 訪問看護ステーション大道

管理者 宮崎由美子

説明者 \_\_\_\_\_